

(別紙)

「高次脳機能障害（者）支援体制加算の算定要件を満たす県内に所在する障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等」とは、以下のア～エのいずれかに該当する場合とする。

ア 令和 7 年 9 月 26 日時点において、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定要件（研修修了と公表は除く）を満たす、福岡県内の計画相談支援、障がい児支援を実施する事業所

イ 令和 7 年 9 月 26 日時点において、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）の算定要件（研修修了と公表は除く）を満たす、福岡県内の計画相談支援、障がい児支援を実施する事業所

ウ 令和 7 年 9 月 26 日時点において、高次脳機能障害支援体制加算の算定要件（研修修了と公表は除く）を満たす、福岡県内の就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、自立訓練、共同生活援助、施設入所支援等を実施する事業所

エ 令和 8 年 3 月 31 日までの期間において、高次脳機能障害支援体制加算の算定要件（研修修了と公表は除く）を満たす見込みのある、福岡県内の就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、自立訓練、共同生活援助、施設入所支援等を実施する事業所

・高次脳機能障害（者）支援体制加算要件

①高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）【計画相談支援・障害児相談支援】

高次脳機能障がい支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、該当相談支援相談専門員により高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談を行っている場合に加算する

②高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）【計画相談支援・障害児相談支援】

高次脳機能障がい支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する

③高次脳機能障害者支援体制加算【生活介護、施設入所支援、共同生活支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型】

高次脳機能障害を有する利用者が全体の 100 分の 30 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に 50：1 以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する